

市民税・都民税の申告と 確定申告会場の開設について

申告と相談は、市役所2階特設会場へ
(日程は別表1をご覧ください)

申告が必要な方

(1) 2年1月1日現在、市内に住所があり、前年中に収入のあった方
(2) 給与所得者で、次の①～③のいずれかに該当する方
(3) 勤務先から市役所へ給与支払報告書の提出がない方
(2) 元年(平成31年)中に退職し、2年1月1日現在就職していない方
(3) 給与のほかに地代、家賃、原稿料、年金、配当などの所得があった方(所得税では、給与所得者で給与以外の所得が20万円以下の方は確定申告をする必要はありませんが、市民税・都民税では申告をする必要があります)

申告の必要がない方

(1) 前記「申告が必要な方」に該当し、所得税の確定申告書を税務署に提出した方
(2) 給与所得者で給与以外の所得がなく、勤務先から市役所へ給与支払報告書を提出済みの方
(3) 給与所得者の配偶者などで、同居の方の税法上の扶養になっている方
(4) 元年中から継続して生活保護を受けている方

申告に必要なもの

申告書▼印鑑▼個人番号確認書類(通知カードなど)と本人確認書類(免許証、パスポート、健康保険証など)
※マイナンバー(個人番号)カードをお持ちの方は、同カードのみで個人番号確認と本人確認ができます。

前年中に収入のなかった方も市民税・都民税の申告を

前年(元年(平成31年)中に、病気失業・学生などの理由で収入のなかった方も、申告書裏面の「収入のなかった公的年金などの収入が40万円以下、かつその他の所得が20万円以下の場合」も、市民税・都民税の申告が必要です。



◎10月～12月までに国民年金保険料を納付した方の社会保険料(国民年金保険料)控除証明書が送付されます。
国民年金保険料は、年末調整や確定申告において、その年の1月1日～12月31日までに納付した保険料が社会保険料控除の対象になります。10月2日～12月

た方の記入欄」にその旨を記入し提出してください(同居の方の税法上の扶養になっている場合は除く)。
※申告書を提出することにより、国民健康保険税の算定や非課税証明書発行などの資料になります。

市民税・都民税申告書が届かない方へ

申告書は、前年中に市民税・都民税の申告をした方に郵送しましたが、届かない場合は、課税課市民税係へご連絡ください。なお、申告書などは、上の原・滝山・ひばりが丘の各連絡所、東部地域センター、わくわく健康プラザでも配布しています。

申告書▼印鑑▼個人番号確認書類(通知カードなど)と本人確認書類(免許証、パスポート、健康保険証など)
※マイナンバー(個人番号)カードをお持ちの方は、同カードのみで個人番号確認と本人確認ができます。

前年中に収入のなかった方も市民税・都民税の申告を

前年(元年(平成31年)中に、病気失業・学生などの理由で収入のなかった方も、申告書裏面の「収入のなかった公的年金などの収入が40万円以下、かつその他の所得が20万円以下の場合」も、市民税・都民税の申告が必要です。



◎10月～12月までに国民年金保険料を納付した方の社会保険料(国民年金保険料)控除証明書が送付されます。
国民年金保険料は、年末調整や確定申告において、その年の1月1日～12月31日までに納付した保険料が社会保険料控除の対象になります。10月2日～12月

【各年で控除する方法を選択する場合】社会保険料(国民年金保険料)控除額内証明

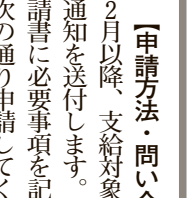
ご注意ください

市役所で受け付ける市民税・都民税の申告では、所得の還付は受けられません。
確定申告する必要があります。
市役所で受けられる確定申告は、市役所・各会場のいずれも次のものになります。
(1) 提出のみの方 内容に記入漏れがないことを確認の上、ご提出ください

市役所で受け付ける市民税・都民税の申告では、所得の還付は受けられません。
確定申告する必要があります。
市役所で受けられる確定申告は、市役所・各会場のいずれも次のものになります。
(1) 提出のみの方 内容に記入漏れがないことを確認の上、ご提出ください

前年中に収入のなかった方も市民税・都民税の申告を

前年(元年(平成31年)中に、病気失業・学生などの理由で収入のなかった方も、申告書裏面の「収入のなかった公的年金などの収入が40万円以下、かつその他の所得が20万円以下の場合」も、市民税・都民税の申告が必要です。



◎10月～12月までに国民年金保険料を納付した方の社会保険料(国民年金保険料)控除証明書が送付されます。
国民年金保険料は、年末調整や確定申告において、その年の1月1日～12月31日までに納付した保険料が社会保険料控除の対象になります。10月2日～12月

【各年で控除する方法を選択する場合】社会保険料(国民年金保険料)控除額内証明

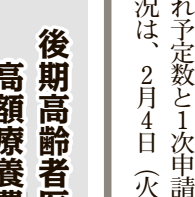
ご注意ください

市役所で受け付ける市民税・都民税の申告では、所得の還付は受けられません。
確定申告する必要があります。
市役所で受けられる確定申告は、市役所・各会場のいずれも次のものになります。
(1) 提出のみの方 内容に記入漏れがないことを確認の上、ご提出ください

市役所で受け付ける市民税・都民税の申告では、所得の還付は受けられません。
確定申告する必要があります。
市役所で受けられる確定申告は、市役所・各会場のいずれも次のものになります。
(1) 提出のみの方 内容に記入漏れがないことを確認の上、ご提出ください

前年中に収入のなかった方も市民税・都民税の申告を

前年(元年(平成31年)中に、病気失業・学生などの理由で収入のなかった方も、申告書裏面の「収入のなかった公的年金などの収入が40万円以下、かつその他の所得が20万円以下の場合」も、市民税・都民税の申告が必要です。



◎10月～12月までに国民年金保険料を納付した方の社会保険料(国民年金保険料)控除証明書が送付されます。
国民年金保険料は、年末調整や確定申告において、その年の1月1日～12月31日までに納付した保険料が社会保険料控除の対象になります。10月2日～12月

【各年で控除する方法を選択する場合】社会保険料(国民年金保険料)控除額内証明

市内の認可外 保育施設のご案内

認証保育所は、都の設置基準を満たした施設で、安全面や衛生面に十分配慮しながら運営しています。
企業主導型保育施設は、内閣府の定める基準を満たした施設で、働き方に応じた多様で柔軟な保育サービスを提供しています。
利用を希望する方は、直接各施設(下表参照)へ問い合わせの上、申し込んでください。
詳しくは子育て支援課施設給付係 ☎ 470・7745 へ。

認可外保育施設一覧

名称	施設名	所在地	定員	電話番号
認証 保育所	東久留米ブチ・クレイシュ	東本町15-2、 ブランシール第3 東久留米1階	30人	475・0770
	ぼけっと ランド南沢	南沢5-17-62、 イオンモール東久留米1階	40人	451・7138
企業 主導型	BunBun保育園	本町3-9-1、 日神パレスステージ102-2	12人	472・4113

※保育対象年齢＝認証保育所は0歳児～就学前、企業主導型は0歳～2歳児。

認可保育施設への入所を希望する方へ 4月入所(2次申し込み)の受け付け

【受付期間】2月4日(火)～14日(金)の午前8時半～午後5時(正午～午後1時と土曜・日曜日、祝日を除く)
【受付場所】子育て支援課(市役所2階)
【受け入れ予定数】1次入所利用調整後の欠員分と退所者の補充分になります。受け入れ予定数と1次申請の申請状況は、2月4日(火)から市係 ☎ 470・7745 へ。
ホームページおよび同課で公開します
【希望施設の変更手続き】既に1次申請した方や、2次申請受け付け後に希望施設を変更する場合は、受付期間中に同課で受け付けます
【ご注意】郵送、ファックスでの申し込みはできません
詳しくは同課保育・幼稚園係 ☎ 470・7745 へ。

後期高齢者医療制度 高額療養費(外来年間合算)支給申請の勧奨通知を送付します

高額療養費(外来年間合算)制度は、年間を通して高額な外来診療を受けている方の負担を軽減するため、自己負担額が年間上限額(14万4000円)を超えた場合に、その超える部分の金額を支給する制度です。支給対象者のうち口座が未登録の方へのみ、2月中旬に、後期高齢者医療